

平成24年8月20日開催

石狩市教育委員会会議（8月臨時会）資料

<報告事項>

- 1 いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について（当日配布）

石 狩 市 教 育 委 員 会

<報告事項1>いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について

教 石 第 3 5 2 1 号
平成24年 8 月 14 日

各道立学校長

様

各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について（通知）

このことについて、文部科学省大臣官房長並びに初等中等教育局長から別添写しのとおり依頼がありましたので、お知らせします。

ついては、別紙に基づき、次のとおり、平成24年8月31日（金）までに、当職あて電子メールにて報告するようお願いします。

なお、一部の調査項目については、道教委が独自で実施している「いじめの問題への対応状況の調査」（9月調査）の前倒しとして、現時点の状況を報告していただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におきましては、所管の学校に周知願います。

記

1 送付文書

(1) 市町村教育委員会

- ア 別添写し 文部科学省依頼文書
- イ 別紙「いじめの問題等への取組状況及び児童生徒の状況調査について」
- ウ 質問票A いじめの問題への取組状況に関する緊急調査（教育委員会質問用紙）
- エ 質問票B いじめの問題への取組状況に関する緊急調査（学校質問用紙）
- オ 回答票A 教育委員会用質問用紙への回答用紙
- カ 回答票B 学校用質問用紙への回答用紙
- キ 回答票C 児童生徒調査【参考送付】
- ク 集計票B-1 回答票Bの集計用紙
- ケ 集計票B-2 集計票B-1の集計用紙
- コ 調査票1-1 小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生・高校生用
- サ 調査票1-2

(2) 道立学校

- ア 別添写し 文部科学省依頼文書
- イ 別紙「いじめの問題等への取組状況及び児童生徒の状況調査について」
- ウ 質問票B いじめの問題への取組状況に関する緊急調査（学校質問用紙）
- エ 回答票B 学校用質問用紙への回答用紙
- オ 回答票C 児童生徒調査【参考送付】
- カ 調査票1-1 小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生・高校生用
- キ 調査票1-2

2 教育局あて報告文書

(1) 市町村教育委員会

- ア 回答票A
- イ 集計票B-1
- ウ 調査票1-2（学校から提出のあった「調査票1-2」を集計）
- エ 学校から提出のあった道教委調査「調査票2-1」（必要に応じて「調査票2-2」）

(2) 道立学校

- ア 回答票B
- イ 調査票1-2
- エ 道教委調査「調査票2-1」（必要に応じて「調査票2-2」）

3 報告先メールアドレス

- (1) 市町村教育委員会 miura.toshiaki1@pref.hokkaido.lg.jp
（義務教育指導班主査 三浦利章あて）
- (2) 道 立 学 校 muraki.munenori@pref.hokkaido.lg.jp
（高等学校教育指導班指導主事 村木宗徳あて）

（教育支援課義務教育指導班）
（教育支援課高等学校教育指導班）



24文科初第533号

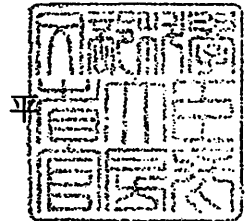
平成24年8月1日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省大臣官房長

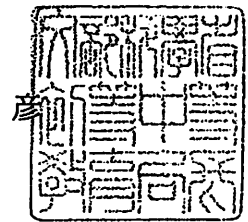
前 川 喜



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸



(印影印刷)

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会
及び学校の取組状況に係る緊急調査について（依頼）

新聞等で報道されているとおり、児童生徒の自殺が発生し、その背景にいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから「24時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることについて、文部科学省として大変深刻に受け止めております。先日お示した「文部科学大臣談話」にもあるとおり、子どもの命は非常に大切であり、守らなければならないものです。このためには、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいくことが必要です。文部科学省としては、本日、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、学校や教育委員会の迅速かつ効果的な対応を支援していく所存であります。

貴職におかれましても、このような痛ましい事案が発生することのないよう、この機会に今一度、児童生徒に対し、いじめで苦しんでいる場合には、親や教員、地域の大人などに相談してほしいというメッセージを伝えていただきたいと思います。

このため、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握していただくとともに、各教育委員会や各学校のいじめの問題への取組状況について、この機をとらえて今一度点検を行っていただくための調査を実施することにいたしました。

いじめの問題に関する児童生徒の状況の把握に関しては、例年、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をお願いしているところですが、この機会に、例年の調査に先行して、現時点の状況を報告していただくよう、お願いいたします。

なお、この機にいじめの問題に関する児童生徒の状況の把握のための調査を既に実施している都道府県等教育委員会におかれましては、個別に御相談くださるようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成24年9月20日（木）
2. 提出方法 別添様式に入力の上、E-mailによる提出（添書不要）
その際、件名は「【いじめ調査（都道府県・政令指定都市・国立大学法人名）】各票の送付」としてください。
3. 提出先 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係
（メールアドレス s-sidoul@mext.go.jp）

（担当）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導調査分析係

電 話 03(5253)4111(内線3208)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidoul@mext.go.jp

いじめの問題等への取組状況及び児童生徒の状況調査について

1 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するため。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と同一であり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

2 調査内容

(1) 学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況に関して臨時に調査すること。(以下、「取組状況調査」という。)

(2) 学校において、7月4日以降の児童生徒の状況を把握し、いじめの認知件数等を提出すること。(以下、「児童生徒調査」という。)

3 調査対象

(1) 取組状況調査

ア 小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校（以下、「諸学校」という。）

イ 市町村教育委員会

(2) 児童生徒調査

小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校（以下、「諸学校」という。）

4 「児童生徒調査」について

(1) 「児童生徒調査」は、道教委が独自で実施している「いじめの問題への対応状況の調査」（平成24年2月6日付け教生学第821号通知）の第2回調査の報告期日を繰り上げて対応することとし、今回送付した「調査票1－1」を使用して児童生徒の状況を把握し、「調査票1－2」を報告すること。

(2) 各学校は、「いじめの問題への対応状況の調査」の第1回調査報告で提出した「調査票2－1」に、改善した項目やその後新たに認知したいじめの事案を追加して記入し報告するとともに、該当する事例がある場合には、「調査票2－2」についても併せて報告すること。

(3) いじめの認知に当たっては、この度の緊急調査が、大津市の事案に関する報道後の各学校の取組状況及びいじめの認知件数を調査する趣旨であることから、各学校においては、速やかに「調査票1－1」を使用して児童生徒の状況を把握し、「調査票1－2」により報告すること。なお、7月4日（水）以降、独自にアンケート調査を実施した学校については、改めて調査を実施する必要はないが、調査内容を「調査票1－2」により報告すること。

(4) 「調査票2－1」の記入に当たり、前回報告のあった児童生徒が、別の児童生徒からいじめに遭った場合には、当該事案を追加して記入するとともに、表の下部欄外にその旨を記入すること。

5 各機関の対応

機 関	作業項目	対 応 内 容
教 育 局	市町村教育委員会及び道立学校への通知	○ 市町村教育委員会あて送付文書 ・ 文部科学省依頼文書 ・ 別紙 ・ 質問票A、質問票B、回答票A、回答票B、回答票C ・ 集計票B－1、集計票B－2 ・ 調査票1－1、調査票1－2 ○ 道立学校あて送付文書 ・ 文部科学省依頼文書 ・ 別紙 ・ 質問票B、回答票B、回答票C ・ 調査票1－1、調査票1－2
	調査票の集計・提出	○ 本庁提出文書 ・ 集計票A（市町村教育委員会から提出のあった「回答票A」を集計） ・ 集計票B－1（道立学校から提出のあった「回答票B」を集計） ・ 集計票B－2（市町村教育委員会から提出のあった「集計票B－1」を集計） ・ 「調査票1－2」（道立学校及び市町村教育委員会から提出のあった「調査票1－2」を集計） ・ 道教委調査「調査票2－1」（必要に応じて「調査票2－2」）
市町村教育委員会	所管の学校への通知	○ 送付文書 ・ 文部科学省依頼文書 ・ 別紙 ・ 質問票B、回答票B、回答票C ・ 調査票1－1、調査票1－2
	調査への回答	○ 回答文書 ・ 「質問票A」について、「回答票A」に記入
	調査票の集計・提出	○ 教育局あて提出文書 ・ 回答票A ・ 集計票B－1（学校から提出のあった「回答票B」を集計） ・ 「調査票1－2」（学校から提出のあった道教委調査「調査票1－2」を集計） ・ 学校から提出のあった道教委調査「調査票2－1」（必要に応じて「調査票2－2」）

道立学校	調査への回答・提出	○ 教育局あて提出文書 ・ 回答票B ・ 「調査票1－2」 ・ 道教委調査「調査票2－1」（必要に応じて「調査票2－2」）
市町村立学校	調査への回答・提出	○ 市町村教育委員会あて提出文書 ・ 回答票B ・ 「調査票1－2」 ・ 道教委調査「調査票2－1」（必要に応じて「調査票2－2」）

6 留意事項

- (1) 回答票Cについては、道教委調査「調査票2－1」により、文部科学省に報告するため、各学校が回答する必要はないこと。
- (2) 道教委が独自で実施している「いじめの問題への対応状況の調査」（平成24年2月6日付け教生学第821号通知）の第2回調査は、当初の報告期日に報告する必要はないこと。
- (3) 道教委調査「調査票2－1」及び「調査票2－2」は、今回送付していないこと。

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(教育委員会質問用紙)

※ 回答は、回答表 A にご記入ください。

I. 貴教育委員会が設置している学校に対する指導について

問 1 いじめの問題への取組について、貴教育委員会が設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めていますか。(年に 1 回以上)

1. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている。
2. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求めているが、報告は求めている。
3. 各学校に点検項目の作成と点検を求め、かつ報告を求めている。
4. 各学校に点検項目の作成と点検を求めているが、報告は求めている。
5. 点検項目に基づく点検は求めている。

→ 「1.」又は「2.」と答えた場合は、問 1－②へ
「3.」～「5.」と答えた場合は、問 2 へ

問 1－② 学校に示している点検項目は、どこが作成したのですか。

1. 貴教育委員会が作成したもの
2. 都道府県教育委員会が作成したもの (政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ選択可)
3. その他

問 2 「『平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について (平成 22 年 9 月 14 日付け児童生徒課長通知)」を踏まえるなどにより、貴教育委員会が設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的実施することを求めていますか。
(年に 1 回以上)

1. 実施を求めている。
2. 実施は求めている。

Ⅱ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について

問3 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにしていますか。

1. はい
2. いいえ

問4 管下の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めていますか。

1. 把握したらその都度、報告を求めている
2. 週に1回から月に2～3回程度の報告を求めている
3. 月に1回程度の報告を求めている
4. 2～3ヶ月に1回程度の報告を求めている
5. 年に1回程度の報告を求めている
6. 報告を求めている

問5 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めていますか。

1. はい
2. いいえ

問6 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問7 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問 8 管下の学校の中で、平成 23 年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。

1. あった
2. なかった

→ 「1.」と答えた場合は、問 8-②へ
「2.」と答えた場合は、問 9 へ

問 8-② いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行いましたか。

1. はい
2. いいえ

問 9 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、貴教育委員会において、その手続きに関する規則を定めていますか。（政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答）

1. はい
2. いいえ

問 10 貴教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めていますか。（政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答）

1. はい
2. いいえ

問 11 いじめの問題に関する通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問 12 貴教育委員会において、平成 24 年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がありますか。（複数回答可）

1. 管理職を対象とした研修を実施（又は予定）
2. 生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象とした研修を実施（又は予定）
3. 初任者研修において実施（又は予定）

4. 5年経験者研修、10年経験者研修等の年次研修において実施（又は予定）
5. 1～4以外の教員を対象とした研修を実施（又は予定）
6. 特に実施の予定はない
→ 「1.」～「5.」と答えた場合は、問12-②へ
「6.」と答えた場合は、問13へ

問12-② 貴教育委員会において、どのようにいじめに関する研修を行っていますか。（複数回答可）

1. 講義・講話形式
2. グループ協議
3. 具体的な事例について、ケーススタディをしている
4. その他

問13 いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますか。

1. はい
2. いいえ

問14 貴教育委員会において、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されていますか。

1. はい
2. いいえ

問15 学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し、周知していますか。（複数回答可）

1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している
2. インターネット上で周知している
3. その他の手段で周知をしている
4. 特に周知の手段を講じていない

問 16 「24 時間いじめ相談ダイヤル」の児童生徒への周知については、紹介カード等(リーフレットを含む)を作成し、学校を通じて、児童生徒に配布してもらうようにお願いしていますが、だれを対象として配布していますか。

ア) 配布頻度

- i) 年 1 回以上
- ii) 配布していない

イ) 配布対象(複数回答可)

- ①小学校 1 年生 ②小学校 2 年生 ③小学校 3 年生 ④小学校 4 年生
- ⑤小学校 5 年生 ⑥小学校 6 年生 ⑦中学校 1 年生 ⑧中学校 2 年生
- ⑨中学校 3 年生 ⑩高校 1 年生 ⑪高校 2 年生 ⑫高校 3 年生
- ⑬特別支援学校小学部 ⑭特別支援学校中学部 ⑮特別支援学校高等部
- ⑯その他(具体的に)

問 17 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を行っていますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

問 18 貴教育委員会(教育センター等を含む)におけるいじめに関する教育相談の実施に当たって、医療機関などの専門機関との連携が図られていますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

問 19 貴教育委員会において、いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っていますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

問 20 貴教育委員会と学校や P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられていますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

問 2 1 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。

1. はい
2. いいえ

→ 「1. 」と回答した場合は、問 2 1－②へ
「2. 」と回答した場合は、問 2 2 へ

問 2 1－② 具体的にどのような取組をしていますか。

1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している
2. インターネット上で啓発を行っている
3. 講演会等を開催している
4. その他の取組をしている（具体的に）

問 2 2 貴教育委員会において、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と連携協力を図っていますか。

1. はい
2. いいえ

Ⅲ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組に対する点検について

問 2 3 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。（年に 1 回以上）

1. はい
2. いいえ

→ 「1. 」と答えた場合は、問 2 3－②へ
「2. 」と答えた場合は、問 2 4 へ

問 2 3－② その点検項目はどこが作成したものですか。

1. 貴教育委員会が作成したもの
2. 都道府県教育委員会が作成したもの（政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ選択可）
3. その他

問 2 3 - ③ どの程度の頻度で点検していますか。

1. 年 1 回
2. 年 2 ～ 3 回
3. 年 4 回以上

IV. 学校と警察の連携について

問 2 4 いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。（複数回答可）

また、2. の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください（様式不問）。

1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。
4. その他（具体的に）

問 2 5 学校警察連絡協議会を開催していますか。

1. はい
2. いいえ

→ 「1. 」と回答した場合は、問 2 5 - ②へ
「2. 」と回答した場合は、問 2 6 へ

問 2 5 - ② 具体的にどのように開催していますか。

ア) 構成員（複数回答可）

- i) 都道府県警察本部長と都道府県教育長等、県域の代表者レベルの会議
- ii) 警察署長と校長等の各機関の代表者レベルを主とする会議
- iii) 教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や少年課等実務者レベルの会議

イ) 開催頻度

- i) 年に 1 回
- ii) 年に 2 ～ 5 回程度
- iii) 年に 6 ～ 11 回程度
- iv) 1 ヶ月に 1 回以上

問 2 6 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果があるとお考えか。警察と連携した取組への課題は何か、ご自由にお考えをお聞かせください。

V. 重大事案につながるおそれのあるいじめについて

問 2 7 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれのあるいじめについて、直ちに報告することを求めていますか。

1. 求めている
2. 求めていない

問 2 8 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれのあるいじめについて、平成 2 3 年度当初から現在に至るまで、実際に報告を受けたことがありますか。

1. はい
2. いいえ

→ 「1.」と答えた場合は、問 2 8 - ②へ
「2.」と答えた場合は、問 2 9 へ

問 2 8 - ② その件数はどの程度ですか。概数をご記入ください。

問 2 8 - ③ その際、教育委員会として、どのような対応を取りましたか。具体的に記述してください。

問 2 8 - ④ その際の教育委員会における対応について、何か課題があるとお考えですか。また、それに関連して、国に支援を求めることはありますか。具体的にご記入ください。

VI. その他

問 2 9 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や取組内容を記載ください。

問 3 0 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為などに対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入ください。

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(学校質問用紙)

※ 回答は、回答票Bに御記入ください。

I. いじめの問題への取組に対する点検について

問1 貴校において、いじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。(年に1回以上)

1. はい
2. いいえ

→ 「1.」と答えた場合は、問1-②へ
「2.」と答えた場合は、問2へ

問1-② 点検項目はどこが作成したものですか。

1. 学校が独自に作成したもの
2. その他

問1-③ どの程度の頻度で点検していますか。

1. 年1回
2. 年2～3回
3. 年4回以上

問1-④ 誰が点検していますか。

1. 全教職員
2. 管理職や生徒指導主事等の一部の教職員のみ

問1-⑤ 点検結果やそれによって分かった課題について、全教職員で共有していますか。

1. はい
2. いいえ

Ⅱ. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

問2 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。

1. 実施した
2. 実施していない

→ 「1.」と答えた場合は、問2-②へ
「2.」と答えた場合は、問3へ

問2-② 平成23年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。

1. 年1回
2. 年2～3回
3. 年4回以上

問2-③ いじめの実態把握に関するアンケート調査はどのような方法で実施しましたか。(複数回答可)

1. いじめに特化したアンケートを実施
2. 生活アンケート等の中で、いじめを把握

問2-④ 上記のアンケート調査は記名式ですか、無記名式ですか。(複数回答可)

1. 記名式
2. 無記名式
3. 選択式

Ⅲ. いじめを把握したときの対応について

問3 いじめを把握したとき、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしていますか。

1. はい
2. いいえ

問3－② いじめを把握したとき、速やかに保護者に連絡していますか。

ア) いじめ児児童生徒

- i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。
- ii) 主に電話等により保護者に連絡している。
- iii) 把握後すみやかには連絡していない

イ) いじめられた児童生徒

- i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。
- ii) 主に電話等により保護者に連絡している。
- iii) 把握後すみやかには連絡していない

問3－③ いじめを把握したとき、速やかに教育委員会に連絡していますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

IV. いじめの問題に関する校内研修について

問4 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。

(複数回答可)

- 1. いじめの問題に特化して実施した
- 2. 生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した
- 3. 実施していない

V. 学校における管理・指導体制の在り方

問5 貴校における生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われていますか。

- 1. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている。
- 2. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち特に報告すべきと考えるものを校長にまで報告するようになっている。
- 3. 具体的な事案が生じてから報告が行われている。
- 4. その他(具体的に)

問6 児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年内にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか。

1. 毎日
2. 週に1～3回程度
3. 月に2～3回程度
4. 月に1回程度
5. 上記以外

問7 指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。

1. 指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている。
2. 指導記録等の資料は用いずに口頭により引継ぎを行っている。
3. 教員間の引継ぎは行っていない。

問8 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。

1. はい
2. いいえ

Ⅵ. 学校と警察の連携について

問9 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。

1. 暴力行為をはじめ犯罪の可能性のあるものはすべて通報している
2. 犯罪の可能性のあるもののうち、特に重篤と考えるものに限定して通報している
3. 特に通報していない

問 1 0 いじめや暴力行為等に関して、貴校と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。（複数回答可）

また、2. の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください（様式不問）。

1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。
4. その他（具体的に）

問 1 1 学校警察連絡協議会を開催していますか。

1. はい
2. いいえ

→「1. 」と回答した場合は、問 1 1－②へ
「2. 」と回答した場合は、問 1 2 へ

問 1 1－② 具体的にどのように開催していますか。

ア) 学校の構成員（複数回答可）

- i) 校長
- ii) 教頭等
- iii) 生徒指導担当教員

イ) 警察の構成員（複数回答可）

- i) 警察署長
- ii) 生活安全課長等
- iii) 少年係長等

ウ) 開催頻度

- i) 年に 1 回
- ii) 年に 2 ～ 5 回程度
- iii) 年に 6 ～ 1 1 回程度
- iv) 月に 1 回以上

問 1 2 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果があるとお考えですか。警察と連携した取組の課題は何か、ご自由にお考えをご記入ください。

VII. その他

問 1 3 貴校において、法務省人権擁護局が実施する「子どもの人権SOSミニレター」を配布しましたか。（小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部）及び中等教育学校（前期課程）に限る。）

1. はい
2. いいえ

問 1 4 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や取組内容を記載してください。

問 1 5 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為などの対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入ください。

【緊急調査】調査票1－1 小学校低学年用

① あなたは、ことし4がつからきょうまでにいじめられたことが、ありますか。

ア ある

イ ない

② どんないじめをされましたか。すべてに○をつけてください。

ア なかまはずれやむしをされる

イ たたいたり、けられたりする

ウ ものをかくされたり、いたずらされたりする

エ わるぐちをいわれる

オ いやなメールがおくられてきたり、かきこまれたりする

カ そのほかのいじめ（ ）

③ あなたは、いまでもいじめられていますか。

ア いじめられている

イ いじめられていない

④ あなたは、ともだちがいじめられているのをみたり、きいたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

がくねん	がつきゅう	なまえ

なまえをかきたくないひとは、かかなくてもかまいません。

1 あなたは、ことしの4月^{がつ}から今日^{きょう}まで、いじめられたことがありますか。

イ ない

② どうないじめをされましたか。アから力の中からすべてをえらび、○をつけてください。また力をえらんだ人は（ ）にどんなことをされたか、内容を書いてください。

ア 仲間はずれや無視をされる

イ たたいたり、けられたりする

ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

エ ^{わるぐち}悪口をいわれる

オ ^{きず}傷つく^{ないよう}内容がメールで^{おく}送られてきたり、インター

ネットに書きこまれたりする

カ その他 ()

③ あなたは、^{いま}今もいじめられていますか。

ア いじめられている

イ いじめられていない

4 あなたは、4月^{がつ}から今日^{きょう}まで、ともだちがいじめ^{いじめ}られているのを見^みたり、聞^きいたりしたことがありますか。

イ ない

学年学級 がくねんがっきゅう	氏名 しめい

名前^{なまえ}を書^かきたくないひとは、書^かかなくてもかまいません。

① あなたは、ことしの4月から今日まで、いじめられたことがありますか。

ア ある

イ ない

② どんないじめをされましたか。アからカの中からすべてを選び、○をつけてください。また力を選んだ人は（ ）にどんなことをされたか、内容をを書いてください。

ア 仲間はずれや無視をされる

イ たたいたり、けられたりする

ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

エ 悪口をいわれる

オ 傷つく内容がメールで送られてきたり、インターネットに書きこまれたりする

カ その他（ ）

③ あなたは、今もいじめられていますか。

ア いじめられている

イ いじめられていない

④ あなたは、4月から今日まで、ともだちがいじめられているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

学年学級	氏 名

なお、名前を書きたくないひとは、書かなくてもかまいません。

1 あなたは、今年の4月から今日まで、いじめられたことがありますか。

ア ある

【「ア ある」と答えた人は2へ】

イ ない

【「イ ない」と答えた人は4へ】

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
どんないじめをされましたか。アからカの中から全部
選んで、数字に○を付けてください。また力を選んだ
人は()にどんなことをされたかを具体的に書いて
ください。

ア 仲間はずれや無視をされる

イ たたいたり、けられたりする

ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされる

エ 悪口をいわれる

オ 傷つく内容がメールで送られてきたり、インター
ネットに書き込まれたりする

カ その他()

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
あなたは、今もいじめられていますか。

ア いじめられている

イ いじめられていない

5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人がいじめられているのを見たり、聞
いたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

学年学級	氏 名

なお、名前を書きたくない場合は、書かなくてもかまいません。

緊急メッセージ

「いじめをなくし

かけがえのない子どもたちの生命を守るために」

私たちは、北海道の子どもたちが、お互いを尊重し、ともに支え合いながら、社会の一員として成長していくことを望んでいます。そのためには、全ての子どもたちが、安心して学ぶことができる環境を整えることが不可欠であると考えています。いじめをなくし、かけがえのない子どもたちの生命を守るため、児童生徒の皆さん、教職員など教育関係者の皆さん、家族の方々、地域の方々にメッセージを送ります。

へ児童生徒の皆さんへ

いじめは人間として絶対（ぜったい）に許（ゆる）されないことであり、生命（せいめい）にかかわる問題（もんだい）でもあるということをしかりと理解（りかい）してください。

皆さんも友（とも）だちも、一人一人（ひとりひとり）が大切な存在（そんざい）であることを忘（わす）れないでください。

いじめられていたときは、一人で悩（なや）まずに、友（とも）だちや先生（せんせい）、家族（かぞく）の方（かた）々に、勇気（ゆうき）を出（だ）して相談（そうさん）してください。

いじめを見（み）たり聞（き）いたりしたときは、いじめを受けている人（ひと）の苦（くる）しみを考え（かんが）え、いじめを止（と）めるため、先生（せんせい）や周囲（しゅうい）の大人（おとな）にすぐに伝（つた）えてください。

いじめの問題（もんだい）で誰（だれ）にも相談（そうさん）できずに困（こま）っているときは、北海道（ほっかいどう）教育（きょういく）委員（いいん）会の「いじめ相談（そうさん）電話（でんわ）」に連絡（れんらく）してください。

フリーダイヤル 0120・3882・56 (24時間対応)

〈教職員など教育関係者の皆さん、家族の方々、地域の方々〉

○ 子どもたち一人一人が、かけがえのない存在であることや、いじめは人間としての尊厳を傷付ける卑劣な行為であることを、しっかりと伝えてください。

○ いじめがおきた場合には、いじめられている子どもに寄り添い、「絶対に守る」という強い意志を示してください。

○ 子どもたちと触れ合う機会を大切にして、子どもが発するサインを敏感に受け止め、いざこざやけんかと思われるようなことでも、背景にはいじめが隠れている場合があることを常に念頭に置いて、速やかに対応してください。

○ 学校外でいじめを見かけた場合には、地域ぐるみで子どもたちを見守るという観点から直ちにいじめをやめさせ、学校や家庭に連絡してください。

北海道教育委員会では、学校や市町村教育委員会、家族や地域の方々として連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に全力で取り組んでいます。

平成二十四年八月

北海道教育委員会

教育長	委員	委員	委員	委員	委員長
高橋	鶴羽	中村	鷹野	三戸	若狭
教佳	隆正	和洋			
一子	信義	昭市			

すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ

〔文部科学大臣談話〕 平成 24 年 7 月 13 日

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの生命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

文部科学大臣 平野 博文